

資源物と家庭ごみの分け方・出し方

令和8年度版 (2026年度版)

もえるごみ



- ・生ごみは、**水をよく切って**から出す。
- ・紙おむつは、できるだけ汚物を取り除く。
- ・食用油は固めるか、紙や布にしみこませて入れる。
- ・プラスチック製の物も「もえるごみ」として出す。
- ・指定袋に入らない発泡スチロールは、割ってから入れる。
- ・ライターは、必ず使い切り、ガス抜きをしてから出す。

特大袋
大袋
小袋



もえないごみ



- ・スプレー缶は、必ず使い切って風通しのよい屋外で穴を2ヶ所以上開け、ガス抜きをしてから出す。
- ・小型充電式電池は必ず外して、町内3カ所の収集所へ出す。
- ・割れたガラス類などを出すときは、新聞紙などに包んでから出す。(もえないごみ袋の表に「割れもの有り」等を記入する)
- ・針やカミソリなど危険なものは、缶などに入れてから出す。



ペットボトル



- ・対象のペットボトルは、飲料用、しょうゆなどの調味料用のもの。
- ・ペットボトルは**つぶさない**で出す。
- ・必ず中身を取り除いて、**水で洗って**から出す。
- ・**キャップとラベルは外して**「もえるごみ」へ。
- ・汚れのひどいものは「もえるごみ」へ。



カン



- ・対象のカンは、飲料用、食品用のもの。
- ・ツナ缶やペットフード缶など油の成分が付着したものは「もえないごみ」へ。
- ・カンは**つぶさない**で出す。
- ・必ず中身を取り除いて、**水で洗って**から出す。
- ・**カンのキャップは必ず外して**「もえないごみ」へ。
- ・タバコの吸殻などは、絶対に入れない。

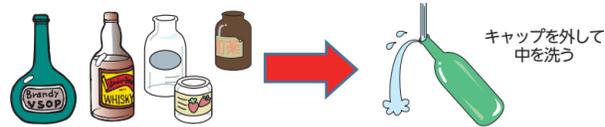


ビン



- ・対象のビンは、飲料用、食品用のもの。
- ・ドレッシング瓶や化粧品の瓶、油瓶、コップ等のガラス製品は「もえないごみ」へ。
- ・**ビンのキャップは必ず外して**「もえないごみ」へ。
- ・必ず中身を取り除いて、**水で洗って**から出す。
- ・取れるラベルは取り、取れないラベルはそのままでもよい。
- ・タバコの吸殻などは、絶対に入れない。

大袋
小袋



粗大ごみ

- ・町指定袋に入らないものは、すべて粗大ごみとなる。
- ・**2m×1.5m×1m未満、40kg以下**。それ以上に大きいものはそれ未満になるように処理して出す。(マットレスはそのまま出してよい)
- ・1品につき1枚の粗大ごみシールを貼って出す。(1枚400円)
- ・粗大ごみには、地区名と氏名を記入して、収集日当日朝8時までに各地区収集所へ出す。
- ・**地区によって粗大ごみを出す場所は、ごみステーションとちがうところがありますので、ご注意ください。**
- ・布団は持ち運べる大きさにナイロン紐等でしぼる。
- ・収集所に屋根がない場合、布団やマットレスなど濡れると重くなるものは雨天日を避けるか防水対策を行って出す。



資源物

●新聞

- ・白色の紙ひもで十字にしぼる。(折り込みチラシもいっしょにしぼる)



●段ボール

- ・平らにくずして白色の紙ひもで十字にしぼる。



●書籍・雑誌・雑紙類

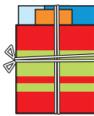
- ・ある程度大きさをそろえて白色の紙ひもで十字にしぼる。(雑紙は紙袋に入れてもよい)



●紙箱

※リサイクルマークがあるもの

- ・紙箱は平らにくずして紙袋に入れる。(中身が飛び出さないようにする)
- ・平らにくずした箱等を重ねて白色の紙ひもでしばってもよい。



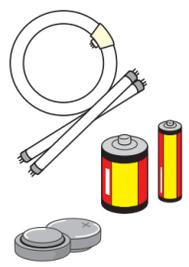
●古布

- ・革製品・綿入り製品・ダウン類・汚れたもの・破れたものは「もえるごみ」で出す。
- ・透明のビニール袋に**地区名と氏名を記入**する。
- ※古紙・古布の出し場所は、ごみステーションとはちがいますので、ご注意ください。資源物回収場所をご存じない方は、町HPをご覧ください。生活環境課へお尋ねください。



古紙・古布回収にご協力を
お願いします。

蛍光灯・乾電池 モバイルバッテリーや スマホ等の充電式製品



町内3カ所の収集所で回収しています。

- ・役場庁舎：駐車場東側車庫
- ・福富ゆうあい館：北側車庫
- ・交流館：南側車庫
- ※長さ1.6m以上の蛍光灯は出せません。
- ※LEDランプと電球類は「もえないごみ」で出す。

※小型充電式電池には下記のマークがついています。



町では収集 しないもの

パソコン、エアコン、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、タイヤ、バッテリー、消火器、ガスボンベ、コンクリート製品、レンガ、瓦、土石類、灰、建築廃材、農薬、大型農機具、農業用資材(コンテナ・廃ビニール・波板等)、漁網、海苔網、塗料缶等中身の入った容器類、車の部品、その他



剪定枝葉のリサイクル事業

- 町では家庭から出る庭木の剪定枝葉を年2回(初夏と秋)収集し、細かいチップに再生する事業を行っています。
- ・処理手数料として粗大ごみシールを徴収します。(軽トラ以下1台につき1枚・軽トラ超〜1台につき2枚)
- ・実施日については、その都度広報白石等でお知らせします。



さが西部クリーンセンターのご案内

- 直接搬入の利用時間 (一般家庭用)
- 月曜日～土曜日、祝日、第2日曜日
 - 9時～16時 (平日以外は予約が必要)

※直接搬入の予約方法や手数料については、クリーンセンターへお尋ねください。

【問合せ先】0955-26-2500

※この印刷物に掲載しているイラストの一部は、経済産業省ウェブサイト「3R政策」のイラストを使用しています。

